

## 太陽光発電からの購入電力料金単価表

〔低圧〕

「太陽光発電からの電力受給に関する契約要綱〔低圧〕」15（料金の算定）における購入料金単価は、以下のとおりです。

## 【購入料金単価】

購入料金単価は、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（平成24年7月1日施行）および同法に基づく経済産業大臣告示（平成24年6月18日）により、定められた単価といたします。

## 1 太陽光発電設備単独の場合

## (1) 平成24年7月以降の購入料金単価

次のいずれかの場合に適用いたします。

- イ 新たに太陽光発電設備を設置したことともない、平成24年7月1日から平成25年3月31日までに電力受給契約の申込みを行い、原則として、平成25年6月30日までに受給開始した場合
- ロ イに該当した後、一旦電気の受給が廃止されていた発電設備を再度使用し、電力受給契約を締結する場合

受給電力量 1キロワット時 につき	受給最大電力10キロワット未満の場合	42円00銭 <sup>(注)</sup>
	受給最大電力10キロワット以上の場合または 「複数太陽光発電設備設置事業」を営む発電者の場合	40円00銭 + 消費税等相当額

(注) 消費税等相当額を含みます。

## (2) 平成23年度および平成24年4月1日以降平成24年6月30日までの購入料金単価

次のいずれかの場合に適用いたします。

- イ 新たに太陽光発電設備を設置したことともない、平成23年4月1日から平成24年6月30日までに電力受給契約の申込みを行い、原則として、平成24年9月30日までに受給開始した場合
- ロ イに該当した後、一旦電気の受給が廃止されていた発電設備を再度使用し、電力受給契約を締結する場合

(消費税等相当額を含みます。)

受給電力量 1キロワット時 につき	受給最大電力10キロワット未満の場合	42円00銭
	受給最大電力が10キロワット以上で、国から新エネルギー導入加速化支援対策費補助金を受給していないことおよび平成23年4月1日から平成24年6月30日までに当該太陽光発電設備が新たに設置されたことを国の設備認定等により当社が確認できた場合	40円00銭
	上記以外の場合	24円00銭

## (3) 平成21年度および平成22年度の購入料金単価

次のいずれかの場合に適用いたします。

- イ 新たに太陽光発電設備を設置したことともない、平成23年3月31日までに電力受給契約

の申込みを行い、原則として、平成23年6月30日までに受給開始した場合  
 □ イに該当した後、一旦電気の受給が廃止されていた発電設備を再度使用し、電力受給契約を締結する場合

(消費税等相当額を含みます。)

受給電力量 1キロワット時 につき	受給最大電力10キロワット未満の場合	48円00銭
	受給最大電力10キロワット以上の場合	24円00銭

## 2 他自家発電設備等併設の場合

### (1) 平成24年7月以降の購入料金単価

次のいずれかの場合に適用いたします。

イ 新たに太陽光発電設備を設置したことにともない、平成24年7月1日から平成25年3月31日までに電力受給契約の申込みを行い、原則として、平成25年6月30日までに受給開始した場合

□ イに該当した後、一旦電気の受給が廃止されていた発電設備を再度使用し、電力受給契約を締結する場合

受給電力量 1キロワット時 につき	受給最大電力10キロワット未満の場合	34円00銭
-------------------------	--------------------	--------

### (2) 平成23年度および平成24年4月1日以降平成24年6月30日までの購入料金単価

次のいずれかの場合に適用いたします。

イ 新たに太陽光発電設備を設置したことにともない、平成23年4月1日から平成24年6月30日までに電力受給契約の申込みを行い、原則として、平成24年9月30日までに受給開始した場合

□ イに該当した後、一旦電気の受給が廃止されていた発電設備を再度使用し、電力受給契約を締結する場合

(消費税等相当額を含みます。)

受給電力量 1キロワット時 につき	受給最大電力10キロワット未満の場合	34円00銭
	受給最大電力が10キロワット以上で、国から新エネルギー導入加速化支援対策費補助金を受給していないことおよび平成23年4月1日から平成24年6月30日までに当該太陽光発電設備が新たに設置されたことを国の設備認定等により当社が確認できた場合	32円00銭
	上記以外の場合	20円00銭

### (3) 平成21年度および平成22年度の購入料金単価

次のいずれかの場合に適用いたします。

イ 新たに太陽光発電設備を設置したことにともない、平成23年3月31日までに電力受給契約の申込みを行い、原則として、平成23年6月30日までに受給開始した場合

□ イに該当した後、一旦電気の受給が廃止されていた発電設備を再度使用し、電力受給契約を締結する場合

(消費税等相当額を含みます。)

受給電力量 1キロワット時 につき	受給最大電力10キロワット未満の場合	39円00銭
	受給最大電力10キロワット以上の場合	34円00銭

(注) 他自家発電設備等併設とは、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に定められる再生可能エネルギー発電設備以外の自家発電設備等(家庭用燃料電池、ガスエンジン、蓄電池等)を併設されている場合で、かつ、当該発電設備で発電された電気の当社系統への逆潮流は発生しないものの、当該発電設備の併設によって太陽光発電設備で発電された電気の当社系統への逆潮流量が増加し得る場合をいいます。

以上